

## 西宮市保育士試験による資格取得支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、保育士試験受験のための学習に要した費用を補助することで保育士資格取得者の拡充を図り、子供を安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

### (事業の内容)

第2条 保育士試験により保育士資格取得を目指す者が保育士試験合格後、保育所等に保育士として勤務している者に対し、保育士試験受験のための学習に要した費用の一部を補助する。

### (対象者)

第3条 対象者は、保育士試験により保育士資格の取得を目指す者であって、保育士試験合格後、以下に掲げる西宮市内の施設又は事業（以下「対象施設等」という。）で保育士として1年以上勤務している者であること。ただし、いずれも国又は地方公共団体が設置したものを除く。

なお、雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同趣旨の事業による助成等を受けている場合は、本事業の対象とならない。

#### (1) 保育所

(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業のうち、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）第2章に規定する家庭的保育事業であって、児童福祉法第34条の15第2項の認可を受けたもの

(4) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業のうち、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第3章第2節に規定する小規模保育事業A型、同章第3節に規定する小規模保育事業B型及び同章第4節に規定する小規模保育事業C型であって、児童福祉法第34条の15第2項の認可を受けたもの

(5) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって、児童福祉法第34条の15第2項の許可を受けたもの

#### (6) 児童養護施設

(7) 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号雇用均等・児童家庭局長通知）による認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた認可外保育施設

(対象経費)

第4条 本事業の対象となる費用(以下「対象経費」という。)は、保育士試験受験講座の受講(通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制)に要する費用であって、当該講座を開講している事業者(以下「講座実施事業者」という。)が証明する当該事業者に対して支払われた入学料(講座実施事業者における受講の開始に際し、当該講座実施事業者に納付する入学金又は登録料)、受講料(面接授業料、教科書代及び教材費(受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。))及び上記経費の消費税とする。

なお、以下に掲げるものについては対象経費とならない。

- (1) その他の検定試験の受講料
- (2) 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
- (3) 補講費
- (4) 講座実施事業者が定める期間を超えて受講した場合に必要な費用
- (5) 講座実施事業者が実施する各種行事参加に係る費用
- (6) 学債等将来対象者に対して現金還付が予定されている費用
- (7) 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材等

(対象期間)

第5条 対象経費の支払いの対象となる期間は、保育士試験の筆記試験日から起算して2年前の属する月の1日までのものとする。

(補助金の交付申請等)

第6条 対象者は、保育士証の交付を受けた後、対象施設において勤務を開始した日から起算して1年を経過する日の属する月の翌月の末日までに、保育士試験による資格取得支援事業支給申請書(様式第1号)、保育士試験による資格取得支援事業補助金交付請求書兼口座振替依頼書(様式第2号)及び次に掲げる書類を市長に提出すること。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りでない。

- (1) 対象施設での勤務証明書
- (2) 講座実施事業者が発行する対象経費の領収書
- (3) 保育士証の写し

## 2 留意事項

ア 入学料及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、支払った費用として講座実施事業者が証明する額又は講座実施事業者に対し振込を行ったことを金融機関が証明した額を対象とすること。

イ クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料(金利)は、対象経費に該当しないこと。

ウ 支給申請時点で講座実施事業者に対して未納となっている入学料又は受講料は対象とならないこと。

(受講に係る領収書等)

第7条 受講に係る領収書等は、講座実施事業者が対象経費について発行した領収書又は講座実施事業者に対し振込を行ったことを金融機関が証明した書類（以下「振込証明書類」という。）とする。

なお、クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の控に必要事項を付記したものを含む。）とすること。

2 領収書（又は振込証明書類或いはクレジット契約証明書。以下「領収書等」という。）には、次の事項が記載されていることを確認すること。

ア 「講座実施事業者の名称」

イ 「支払者名」

ウ 「領収額（又はクレジット契約額）」

エ 「領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）」

オ 「領収日（又はクレジット契約日）」

カ 「領収印」

3 領収書等に訂正のある場合、講座実施事業者の訂正印のないものは無効であること。

4 提出された領収書等については、確認後、原則として対象者に返却すること。ただし、必要に応じて本人了承の上で写しを取っておくこと。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、保育士試験受験のための学習に要した経費の1/2とする。ただし、上限150,000円とする。

2 算定した補助額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とする。

(補助金の交付決定及び通知)

第9条 市長は、第6条第1項に基づく補助金の交付の申請があった時は、内容を確認し、必要な審査又は調査を行ったうえで補助金の交付の可否を決定し、西宮市保育士試験による資格取得支援事業交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに通知を行うものとする。

(補助金の決定取消し及び返還)

第10条 市長は、本事業の決定を受けた対象者が、この要綱の規定に違反した場合は、実施を決定した事業の全部若しくは一部を取り消すものとし、補助金が既に交付されてい

る場合は、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。